

13 C S F・A S Fへの対策と感染拡大防止について

(農林水産省)

【内容】

- (1) C S Fの農場への侵入防衛対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早期に解明すること。
- (2) 海外からのC S F・A S Fの侵入を防止するため、空港等での水際対策を強化することに加え、C S F等発生国からの畜産物等の流入対策についても働きかけること。
- (3) 野生イノシシへのA S Fウイルス感染が判明した場合には、国主導のもと、早期の封じ込めやまん延防止を図ること。
- (4) C S F発生農家の経営が安定するまでの期間において、手当金や経営支援互助金だけでは不足が生じる場合は、十分な経営支援策を講じること。
- (5) 野生イノシシの感染により実施される豚への予防的ワクチン接種は、国の責任、負担のもと実施すること。またワクチン接種地域の豚肉の流通に不利益が生じないように万全な対策を講じると共に、風評被害等により生産者やと畜、食肉など関連業者に損失が生じる場合には対策を講じること。
- (6) 家畜防疫員は都道府県職員の中から任命することとされ、将来に亘り継続的、安定的に家畜防疫員を確保するため、家畜防疫員の任用条件を見直すとともに、ワクチン接種に係る獣医師に対する報酬について、国が費用負担を行うこと。
- (7) ワクチン接種農場におけるC S F発生時の全頭殺処分の是非については、様々な意見があることから、その実施について、慎重に検討を行うこと。
- (8) 養豚産地の基盤として不可欠なと畜・食肉流通の機能を維持するため、C S F発生に伴い多大な影響を受けていると畜、食肉など関連業者への支援を充実すること。
- (9) 野生イノシシ感染拡大防止の一環として、これまで実施してきた野生イノシシ拡散防止のための防護柵設置、生息状況調査、捕獲の強化、担い手の確保・育成を併せた支援の十分な予算を確保すること。
- (10) 野生イノシシへの経口ワクチン散布は、県域を超えた対応が必要であることから、国において、総合的に計画を立案するとともに、経口ワクチンの安定的な調達・確保、散布に必要となる予算の全額措置、実効性及び有効性の評価分析を実施すること。
また、C S F感染確認区域内で捕獲した野生イノシシを扱う、ジビエ関連事業者に対する経営支援策を講じるとともに、検査で陰性であれば、ジビエ利用が可能となるようにすること。
- (11) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業について、引き続きC S F対策も対象とすること。

(12) 幅広い助成が可能な「消費・安全対策交付金」の十分な予算を確保すること。

(13) 食肉に対する安全性のPR、生活環境に対する不安の解消、地域経済への影響の緩和等について、ホームページやマスマディア等の様々なツールを活用した正確な情報の提供を行い、風評被害を防止すること。

(背景)

- 2018年9月、国内で26年ぶりに発生したCSFは、愛知県でも2019年に入って18例発生し、6万頭以上を殺処分した。
- 近隣諸国ではCSFの他に、ASFの発生が拡がっているが、訪日外国人等により日本へ違法に持ち込まれた畜産物からASFウイルスが検出される事例があり、日本でもCSFに続きASFの発生が危惧されている。
- CSF発生農場では、経営再開に向けて豚の導入が進められているが、発生前の状況に戻すまでに数年を要することから、経営安定に向け継続した支援が必要である。
- 飼養豚へのワクチン接種は家畜伝染病予防法第6条に基づく自治事務として養豚農家から手数料を徴収し実施しているが、農場周辺に生息する野生イノシシでCSFがまん延する状況で、飼養豚への伝播を防止するために実施するものであることから、国の責任（法定受託事務）と負担により実施するべきである。
- CSFワクチン接種は家畜防疫員に限られているが、現状、家畜防疫員は県職員である獣医師等から任命することとされており、人員定数に制約のある県の獣医師のみでCSFワクチン接種を継続することは困難である。そのため業務量に対応した人数を確保するため、今後は民間獣医師等の身分のまま家畜防疫員として任命できるようにするべきである。

現在は、民間獣医師を県非常勤職員として採用しワクチンを接種しており、その報酬については国が負担すべきである。

- ワクチン接種農場における全頭殺処分等の防疫措置は農家の理解を得ることが難しいえ、免疫を獲得した豚群からCSFがまん延する可能性は低いことから、発症豚に限定した殺処分、非発症豚へのワクチンの追加接種等により、CSFのまん延を防止するとともに、発生農家への影響や防疫措置に係る公費負担を最小限とすべきである。

- ワクチン接種による豚肉価格の下落や風評被害を招かないよう、引き続き正しい知識の普及を行い、生産者やと畜、食肉流通業者へ不利益が生じないようにする必要がある。なお、と畜、食肉など関連業者は、CSFの発生により豚のと畜頭数が減少し経営的な影響を受けている。

- 野生イノシシへのCSF感染は2018年12月に県内で初めて確認されて、これまでに100頭以上が確認されている。

こうした中、野生イノシシへCSFウイルスの抗体を付与させるため経口ワクチンの散布を実施しているが、野生イノシシ清浄化のためには長期視野に立って県境をまたいだ継続的、安定的な散布が必要である。

また、国の通知では、CSFウイルス陽性の野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内で捕獲された個体については、自家消費を除き食肉として利用できないこととなっており、ジビエ関連事業者は経営的に苦境に立たされている。

- 野生イノシシを介したCSFの拡大を防止するため、令和元年度は、鳥獣被害防止都道府県活動事業において、野生イノシシに係る広域捕獲活動等が交付金の対象とされたが、CSF対策としての捕獲強化等の取組を継続して実施する必要がある。

- また、消費・安全対策交付金を活用して実施している野生イノシシのCSF検査や捕獲時の防疫措置の実施、CSFウイルスの拡散防止のための移動防止柵の設置・管理等の対策についても、継続的に幅広く実施する必要がある。

14 農業の競争力強化について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 経済連携協定の相次ぐ発効により、農林漁業者等の体質が弱体化しないように、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業について十分な予算を確保するとともに、名古屋コーチンや系統豚など県産ブランド畜産物の生産供給体制の整備に係る国の支援を強化すること。
- また、水田・畠作・野菜・果樹等の産地の生産力向上を図るため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業については、今後も継続して予算を確保するとともに、農家の後継者も交付対象者に含めるよう、要件を見直すこと。
- (2) 牛マルキン制度が、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて所得の減少した畜産農家のセーフティネットとして機能するよう、肉専用種の標準的販売価格について、地域の実情を反映した従来の「県単位の算定方式」も選択できるようにすること。
- (3) 水田農業の担い手の経営安定を図るため、経営所得安定対策等において、飼料用米、麦、大豆等の数量払い制度及び交付単価を引き続き維持するとともに、特に水田活用の直接支払交付金については、十分な予算を確保すること。
- (4) 農地中間管理事業の推進のため、着実に実践していくことが求められる人・農地プランの関連予算や機構集積協力金等について、事業の確実な実施に必要な財源を確保すること。
- (5) 野菜や花きを始めとする先進的な農家経営に対応する農業技術・品種の研究開発を進めるため、県が行う試験研究への支援を拡充すること。
- (6) 国際水準のGAPを指導できる人材の育成やGAP認証取得に必要な経費の継続的な助成など、GAPの普及拡大に向けた支援を強化すること。
- (7) 鳥獣被害防止対策を一層進めるための捕獲に対する支援を強化すること。
- (8) 農業次世代人材投資資金が交付対象者に確実に交付できるよう、予算を十分に確保すること。
- (9) 農福連携の取組を拡大するため、マッチングの相談窓口設置や維持に関する予算を措置すること。

(背景)

- TPP11等の経済連携協定が相次いで発効したことから、国内農業への影響が懸念され、農業の競争力を強化する必要がある。畜産分野においては、畜産農家と関係業界が結集した畜産クラスターによる高収益型畜産の実現のために、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業による支援が引き続き必要である。また、本県では生産性

の向上やブランド化を推進していることから、水田・畑作・野菜・果樹等の高収益化及び次世代への生産基盤の円滑な継承に向けた施設整備や名古屋コーチンなどの優良種畜の生産供給体制の整備の支援に必要な「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」や「産地生産基盤パワーアップ事業」の予算確保を継続するとともに、産地の生産基盤の継承の対象として、農家の後継者も含めるよう要件を見直す必要がある。

- 牛マルキン制度の交付金算定方式（肉専用種）について、5月支払分（3月販売分）から標準的販売価格が「県単位」から「ブロック単位」に変更され、他県産のブランド牛の相場が反映されたことによって、当該販売価格が上昇し、本県の実情に合った交付金額を受けることができない状況となっている。新型コロナウイルス感染拡大等により和牛の需要が減少し、本県の肉用牛農家の所得が大幅に減少している中、牛マルキン制度を本来のセーフティネットとして機能させることが急務である。
- 経営所得安定対策等における水田活用の直接支払交付金では、主食用米の需給のバランスを図るため、今後とも、飼料用米や転作作物等の推進が必要であることから、担い手の所得を確保できる現行の助成制度が継続される必要がある。
また、産地交付金は毎年度制度変更が行われており、このような短期間での制度変更により、担い手は中長期的な視点で経営計画を立てることができず、現場では混乱が生じることから、継続的な制度運用が必要である。
- 農地中間管理事業の一層の推進のためには、地域による徹底した話し合いのもとで作成された人・農地プランについて実践する取組みを着実に進めていく必要があることから、機構集積協力金等とともに、事業を確実に実施していくための必要な財源を確保していく必要がある。
- 公募型試験研究については、研究期間は3年以内（一部5年以内）と短く、中長期的な展望に基づく研究開発の実施が困難になっている。新品種の開発等には、国と県の研究機関において、長期間にわたる戦略的な連携を充実させる必要がある。
- 国ではGAP共通基盤ガイドラインの国際水準への改訂が予定されているが、国際水準GAPの取組拡大には、指導員資格を取得するなど、国際水準GAPを指導できる人材の育成が必要である。また、国際水準のGAP認証では、高額な取得費用を要するため、取得を希望する農家への継続的な支援を講ずる必要がある。
- 農業への被害が深刻化する中、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が策定した「被害防止計画」に定めた捕獲目標数を着実に遂行するため、鳥獣害対策を強化する必要がある。
- 就農前の研修期間中及び経営が不安定な就農直後の所得を確保する農業次世代人材投資資金において、全ての交付対象者に資金が交付できるように予算を十分に確保する必要がある。
- 国が2019年6月に取りまとめた「農福連携等推進ビジョン」で2024年までに3,000の新たな農福連携の取組を全国で創出するとされており、目標達成のために取組の強化が必要。

（参考）

◇ 本県分の各事業費交付決定額及び配分額

（単位：百万円）

事業名	2015 補正	2016 当初	2016 補正	2017 当初	2017 補正	2018 当初	2018 補正	2019 当初	2019 補正
畜産クラスター (上段：ハード、下段：ソフト・リース)	1,492 303	— —	798 219	— —	1,436 420	— —	852 571	— —	236 462
強い農業づくり交付金	—	351	—	302	—	242	—	—	—
産地パワーアップ (上段：基金、下段：国直採事業)	949 —	— —	1,947 429	— —	346 —	— —	115 424	— —	— —
計	2,744	351	3,393	302	2,202	242	1,962	—	698

15 農業農村整備事業の促進について

(農林水産省、(独)水資源機構)

【内容】

- (1) 本県農業の生産基盤を支える基幹水利施設の耐震化や更新整備等を行う国営新濃尾総合農地防災事業、矢作川総合第二期総合農地防災事業、尾張西部施設機能保全事業、水資源機構営豊川用水二期事業及び愛知用水三好支線水路緊急対策事業を着実に推進すること。
また、木曽川用水を始め水資源機構営施設の支線水路等を更新整備する事業制度を拡充すること。
さらに、矢作川沿岸地区の耐震化や更新整備等については早期に事業化を図るとともに、宮田用水施設の事業化に向けた検討を進めること。
- (2) 本県農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積・集約化及び高収益作物を中心とした営農形態への転換に欠かせない農地の大区画化・汎用化、畠地かんがい等の整備を行う農業競争力強化基盤整備事業及び農地耕作条件改善事業を促進すること。
あわせて、農山村地域の生産性、生活環境の維持・向上を図るため、中山間地域農業農村総合整備事業及び農山漁村地域整備交付金事業を促進すること。
- (3) 国土強靭化に資するため、農業用排水機場・用排水路・ため池等の耐震対策や豪雨対策、漏水事故が頻発している石綿セメント管の除去対策などを行う農村地域防災減災事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業の促進に加え、豪雨対策や老朽化対策の事業着手に必要な手続きを簡素化すること。
また、ゼロメートル地帯等の防護ラインにあたる海岸堤防の耐震化をより一層促進するため、農山漁村地域整備交付金について十分な予算を確保すること。
- (4) 農業構造や営農形態の変化に加え、気候変動等による豪雨被害の頻発化・激甚化などに適切に対応できるよう、基幹的な農業水利施設を維持管理する土地改良区への支援を強化すること。

(背景)

- 本県の基幹水利施設は、農業生産のみならず、地域経済の発展や社会生活の向上に大きく寄与していることから、地域の貴重な社会インフラとして、また県民の命と暮らしを守る施設として、着実に事業を推進していく必要がある。

また、木曽川用水、愛知用水、豊川用水の水資源機構営施設において、支線水路や揚水機場



耐震対策を行う三好池(みよし市)

及び末端配管の更新整備を行う事業制度の拡充が必要である。

さらに、矢作川用水についても、計画的に耐震化や更新整備等の事業化を図る必要があり、経年劣化の著しい宮田用水幹線水路についても、事業化に向けた検討を進めていく必要がある。

- 攻めの農業を展開するため、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や、県内に約2万kmある用排水路等の農業水利施設の老朽化対策等を促進する必要がある。

あわせて、農山村地域の生産性、生活環境の維持・向上を図るため、中山間地域の農業基盤整備や農道舗装及び農業水利施設を活用した環境整備等を促進する必要がある。

- 本県は、我が国最大級のゼロメートル地帯を抱えているうえ、南海トラフ地震防災対策推進地域にも全県域が指定されており、あわせて近年、集中豪雨が頻発していることから、国土強靭化に資する農業用排水機場やため池などの耐震対策や豪雨対策及び老朽化対策が喫緊の課題である。

また、農業用水管として用いられている石綿セメント管の延長が全国1位であり、近年老朽化による漏水事故が頻発し、農村地域防災減災事業等により他の管種へ付け替えを進めているが、石綿管延長1,160kmのうち、2019年度末時点で440kmの改修に留まっており、さらに促進する必要がある。

加えて、農家負担を伴わない豪雨対策や老朽化対策についても、耐震対策と同様に事業着手に必要な手続きを簡素化し、整備を一層加速する必要がある。

また、ゼロメートル地帯を背後に抱える農地海岸が決壊すれば、海水の浸入は内陸20kmにも及び、主要国道や鉄道の寸断等により日本経済に与える影響は計り知れず、着実かつ迅速に耐震対策等を進める必要がある。

- 農業用排水機場や用排水路等の農業水利施設は、農業生産に加えて、県土保全の面からも極めて高い公共性を有していることから、社会状況の変化や激甚化する自然災害等に対応し、適切な維持管理が永続できるよう、土地改良区への支援を強化する必要がある。



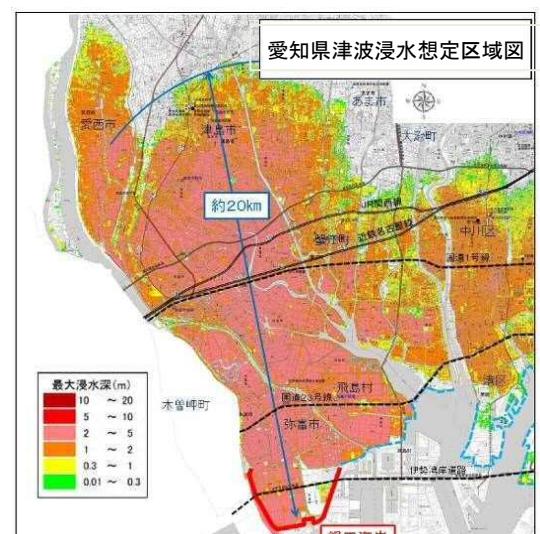
高収益作物(キャベツ)の作付け状況(田原市)



耐震整備が完了した保田ヶ池(みよし市)



県内の対策状況(2020.5 調査)



愛知県津波浸水想定区域図(2014.11 愛知県公表)

16 森林の適切な管理と林業の活性化について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 森林の持つ公益的機能を十分に発揮するとともに、近年の集中豪雨等に対応するため、災害に強い森林づくりに向けた森林の整備と治山事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) I C T を活用した「スマート林業」を推進するため、必要な予算を確保すること。
- (3) 主伐・再造林による森林資源の循環利用を進めるために、ドローンを活用した作業の効率化・省力化等への取組を推進するとともに、成長の早いエリートツリーの導入に必要な予算を確保すること。
- (4) 利用期にある充実した森林資源を活用して、増大する木材需要に対応するため、木材生産を担う人材の確保・育成を引き続き支援すること。
- (5) 林業の成長産業化を進めるため、森林施業の集約化を始め、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等の基盤整備、加工流通体制の強化や地域材の利用促進に必要な予算を確保すること。

(背景)

- 森林は国土の保全、水源の涵養、再生可能な資源である木材の生産等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するとともに、地域の経済活動と深く結びついている。こうした機能を持続的に発揮できるよう、森林の適切な管理と林業の活性化を国の責務として総合的かつ計画的に推進する必要がある。
- 具体的な対策として、公益的機能が低下した森林の整備を進める必要がある。また、近年各地で集中豪雨等による山地災害が頻発していることから、山地災害の予防対策を推進するとともに、南海トラフ地震の発生等に備え、山地の防災力を向上させるための治山対策を強化する必要がある。

- 森林・林業・木材産業の競争力強化のためには、ＩＣＴ等の先端技術を活用した「スマート林業」の取組が有効であり、その推進のための国による予算確保が必要である。
- 森林資源の循環利用のため、主伐・再造林を進めるにあたり、植栽・下刈り等の保育作業が必要となる。高齢化による人手不足が進む中、人材の確保・育成の取組と併せ、経費削減や作業の負担軽減に向け、ドローンを活用した作業の効率化・省力化及び成長の早いエリートツリーの導入による保育の効率化を推進する必要がある
- 大型製材工場やバイオマス発電所など増加している木材需要に対応し、約8割が利用期（46年生以上）にある人工林等、本県の充実した森林資源を循環利用していくためには、新規就業者の確保や高度な知識と技術を有する林業労働者の育成が喫緊の課題となっており、継続的な人材の確保・育成への支援が必要である。
- 林業の成長産業化を進めるためには、川上から川下まで総合的な対策が必要である。

川上では、林業の収益性向上のため、森林施業の集約化を始め、林内路網や高性能林業機械の導入等の基盤整備により、低コスト化を進めるとともに、生産される木材を大消費地へつなぐため、川中において地域材の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な施設整備等を行っていくことが重要となる。また、川下では、県内各市町村において、公共施設等への地域材利用が進められている中、支援策の一層の充実が必要である。

(参 考)

◇ 本県の山地災害危険地区（2018年度末現在）

山地災害危険地区数	着手(治山ダムなどの設置)	未着手	計
	3,870 箇所	1,143 箇所	5,013 箇所

◇ 本県の林内路網整備状況（2018年度末現在）

森林面積(ha)	林内道路延長(km)				林内路網密度(m/ha)	
	公道	林道	作業道	計	林道	林内道路
206,112	2,419	1,447	1,080	4,946	7.0	24.0
低コスト作業システムに必要な路網密度						30～50

17 水産業振興施策の充実について

(農林水産省)

【内容】

- (1) 近年の伊勢湾・三河湾におけるアサリ資源の著しい減少等に対処するため、水産多面的機能発揮対策事業の活用による資源回復への取組が進められており、こうした取組をより一層促進するため、同事業の十分な予算を確保すること。
- また、2019年度から碎石を利用したアサリ増殖場を整備し、資源の回復に取り組んでいるため、水産基盤整備事業の十分な予算を確保すること。
- さらに、アサリ資源減少の要因として餌不足も指摘されていることから、伊勢湾・三河湾において、栄養塩が海域の生産力に及ぼす影響や、水産資源の回復に必要な栄養塩類の算定などに関する試験研究を実施すること。
- (2) ウナギ資源の減少が危惧されている中、種苗の安定供給が図られるよう、国内外の資源管理の取組を着実に推進とともに、喫緊の課題であるシラスウナギの人工種苗量産化技術を早急に確立すること。
- (3) 浜の活力再生プラン等に基づく施設整備を計画的に進めるため、浜の活力再生・成長促進交付金の十分な予算を確保すること。

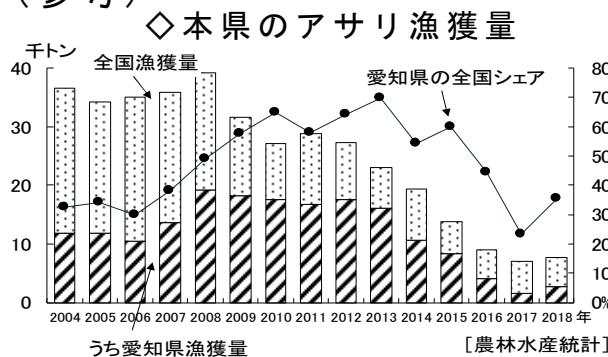
(背景)

- 2018年の愛知県のアサリ漁獲量は2,741トン、シェア35%で全国1位を維持しているが、ピーク時の1割程度まで減少している。アサリの減少要因は、夏の苦潮、冬の強い風波による稚貝の逸散・流失、害敵生物の影響など様々で、漁業者は水産多面的機能発揮対策事業を活用し、害敵生物の駆除や漁場の耕耘等に努めており、その活動は年々増加しているため、一層の支援が必要である。
- また、2019年度から碎石を利用し冬期の波浪によるアサリ稚貝の減耗を軽減させる増殖場の整備に取り組んでおり、アサリ資源の回復を加速化するため、より一層整備を進める必要がある。
- さらに、様々な要因によるアサリ減耗の背景として、海域の栄養塩、特にリン濃度の低下に伴う餌不足によるアサリの活力低下が指摘されている。このため、国立研究開発法人水産研究・教育機構等が瀬戸内海で取り組んでいる「栄養塩の水産資源に及ぼす影響の調査」について、伊勢湾・三河湾でも同様の調査事業の早急な実施が必要である。
- 近年、シラスウナギの採捕量は減少傾向であり、養殖用種苗の安定的確保が困難となっている。加えて、ワシントン条約に基づく国際取引の規制対象にウナギが追加される可能性があるため、国内外の資源管理の取組を着実に推進する必要がある。また、天然資源に頼らない養鰻業を

実現させるため、シラスウナギ人工種苗大量生産の早期実現を図る必要がある。

- 本県では、浜の活力再生プラン及び浜の活力再生広域プランに基づいて製氷施設等の整備を計画的に進めているが、製氷施設の整備には設計と建設工事で複数年を要するため計画的な予算確保が必要である。また、製氷施設については、フロンガス規制に伴い、現行施設のメンテナンスに支障を来していることもあり、計画の遅れは組合経営に大きな負担となる。

(参考)



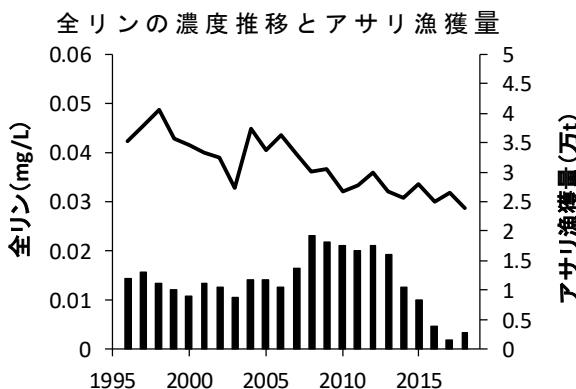
◇貝類増殖場造成実績及び計画

- ・工事内容: 稚貝減耗が見られるアサリ漁場に碎石を利用した貝類増殖場を造成
- ・実施海域: 三河湾内 (2019年度実績)
- ・造成面積: 3.6ヘクタール
- ・工事費: 89,533千円(新規) (2020年度計画)
- ・造成面積: 1.0ヘクタール
- ・工事請負費: 28,000千円

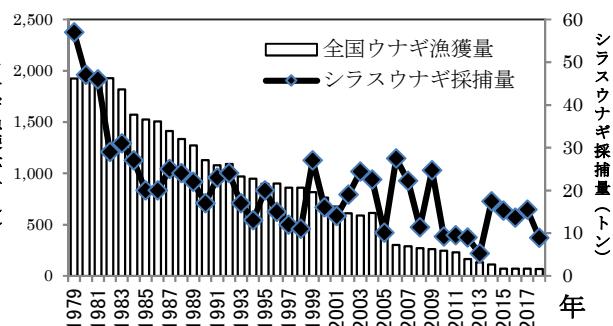
◇本県における水産多面的機能発揮対策事業実績及び計画

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020(計画)
活動組織数	7	7	12	13	14	15	15
活動費(千円)	24,554	21,407	27,075	50,993	62,193	65,000	71,860
活動内容	漁場耕耘、害敵生物駆除、河川清掃等						

◇三河湾の調査点における



◇国内のウナギ漁獲量とシラスウナギ採捕量



◇製氷貯氷施設整備スケジュール

年度	2019	2020	2021	2022
蒲郡漁協	実施設計	建設工事		
日間賀島漁協		実施設計	建設工事	
大濱漁協		実施設計	建設工事	
篠島漁協			実施設計	建設工事